

2015

Jul, Vol. 166

News Letter

— 目 次 —

Plaza-i 共通機能紹介

Plaza-i 年次繰越処理

Windows 10

Plaza-i 運用例-受注発注ビジネスで未着品管理

Plaza-i SVP サービス業購買管理

最新の Plaza-i バージョン情報

上場株・非上場株に係る譲渡損益の通算—事業承継との関係について

出国時課税について

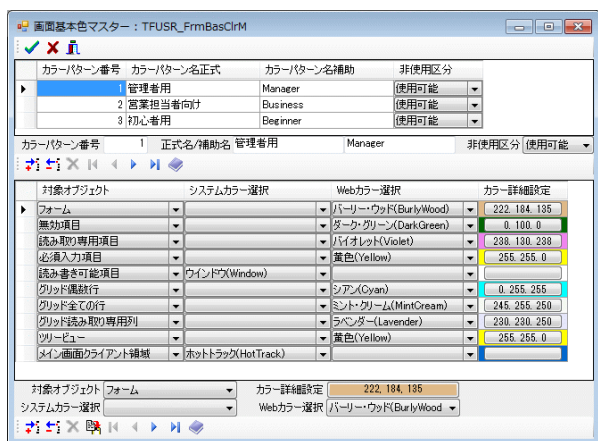
Bal

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4階
(株)ビジネス・アソシエーツ TEL03-5715-3315 FAX03-5715-3318
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

Plaza-i 共通機能紹介

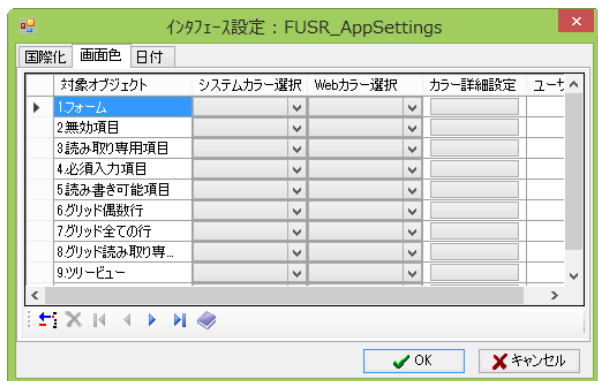
以前まで、「言語設定」というメニュー名で、主言語・副言語の切り替え機能のみであった本メニューですが、Plaza-i V2.01.29 以後は、「インターフェース設定」というメニューに変更されました。言語切替以外に、「画面色」と称し、画面各部位の色を変更する機能が追加されています。

画面色は、まず、USR 画面基本色マスターでカラーパターン番号として登録でき、ユーザグループごとに利用するカラーパターン番号を設定することが可能です。また、ユーザ ID には基本ユーザグループを持っていますので、そこからカラーパターン番号が決定される仕組みとなっております。



したがって、各部署やグループごとに配色を決定されたい場合、カラーパターン番号を登録するとよいでしょう。

一方、画面基本色マスターとは別に、インターフェース設定メニューをご利用いただければ、Plaza-i がインストールされた各端末ごと個別に画面色を設定することもできるようになりました。



Plaza-i をご利用の各個人の、使いやすさや好みといった側面につきましても、今後、より

応じやすいシステムとしていきたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

Plaza-i 年次繰越処理

2015 年もまだ折り返しを迎えたばかりではありますが、来年 8 月には「山の日」が祝日に追加され、Plaza-i でも支払い予定日や出庫日に休日を考慮する場合には毎年の年次繰越処理を行う前に「山の日」を追加したほうがよいため、少し気の早い話ではありますが、Plaza-i での年次繰越処理についてご紹介させていただきます。

USR 年次繰越処理とは

Plaza-i での会計上の年次繰越については GLS 一般会計の月次更新処理で実施されるためユーザの方は意識する必要はありません、また FAS 固定資産では今回ご紹介する USR 年次繰越処理とは別に FAS 年次繰越処理を明示的に実施する必要があります。

USR 年次繰越処理では前述の「山の日」のように翌年の休日の設定や自動採番でシステムが利用するものが不足していないかを確認し、システム側で年に一度行うべき処理を補助する機能です。

今回はその中でも特に休日マスターについて、またこの USR 年次繰越処理と同じタイミングで年に一度、実施しておくことが望ましいと思われる項目を全てではありませんが、例として記載させていただきます。

毎年の休日を作成する仕組み

年次繰越処理では翌年の休日を自動で作成しています。

もちろん春分の日や秋分の日のように日付が決まっていない休日や振替休日の振替等もあるため自動作成後に必ず確認が必要になりますが、Plaza-i では休日の定義に毎年の休日を定義する年別休日マスターと、そもそも何月何日が、何月の第何月曜日がといった休日自体の定義を行う国別休日マスターという 2 つの定義を持っています。

年次繰越処理では休日自体の定義である国別休日マスターを元に毎年の年別休日マスターを作成しています。

そのため、今回のように新たな休日追加に

なるような場合には、年次繰越よりで年別休日マスターを自動作成する前に、国別休日マスターを登録しておくといでしょう。

その他合わせて確認すべき項目

全ての項目ではありませんが、**USR** 年次繰越処理と合わせて確認したほうが望ましいと思われる項目をご紹介します。

まずは **FAS** 固定資産の年次繰越処理は別途実施が必要なため、同時に実施することをお勧めします。

次に期間が関係する会計期間マスターやいつからいつまでは売上計上できるというような定義を行う入力期間制御マスター、また夜間バッチ処理等でジョブスケジュールカレンダーを登録している場合には合わせて確認するとよいでしょう。

またそれ以外のマスターでもユーザ ID マスター等、すでに利用されていないユーザの見直し等、定期的な確認や、バックアップが正しく取得されているかのテストやサーバの空き容量が十分にあるか等のプラットフォームの稼働状況も確認対象として検討すべきと思います。

最後になりますが、**Plaza-i** では上記のように個別に確認すべき項目のうち、少しでも自動化することやアラートだけでも出せるようにならないかと考え、日々、成長しております。

今度とも **Plaza-i** をどうぞよろしくお願ひします。

Windows 10

Windows 10 のアップグレードが **2015 年 7 月 29 日** に正式リリースされます。

リリース直前の **Windows 10** についてのご紹介いたします。

PC 向けの **Windows 10** のエディションは **Home/Pro/Enterprise/Education** の 4 つがリリースされ、**PC** 以外の端末では、**タブレット向け・IoT デバイス向け** の **Windows 10** がリリースされるようです。

注目の点は今までマイクロソフト社が一貫してバージョンアップは有償で提供しておりましたが、**Windows 7 SP1**、**Windows 8.1 Update**、**Windows Phone 8.1** のいずれかのデバイスを

ご利用のユーザに限り、**Windows 10** に無償でアップグレードできると打ち出しているところです。（※無償アップグレードの有効期間は、**Windows 10** の提供開始後 1 年間）

「企業向け製品」**Windows 8.1 / 8 / 7 Enterprise** は今回の無料アップグレードの対象とはならないようなので、注意が必要です。（企業向けでも **Windows 8 / 8.1 Pro** などは無料アップグレード対象となる等、アップグレード可否の基準が複雑です！）

Windows 7 からのアップグレード*		Windows 8 からのアップグレード**	
アップグレード前	アップグレード後	アップグレード前	アップグレード後
Windows 7 Starter	Windows 10 Home	Windows 8.1***	Windows 10 Home
Windows 7 Home Basic		Windows 8.1 Pro	
Windows 7 Home Premium	Windows 10 Pro	Windows 8.1 Pro Student	Windows 10 Pro
Windows 7 Professional		Windows 8.1 Pro WMC	
Windows 7 Ultimate		Windows Phone 8.1****	Windows 10 Mobile

Windows 10 の最大の特徴は、スマートフォンからパソコン、さらに画面を持たない **IOT (Internet of Things)** など、様々な種類のデバイスに幅広く対応する **OS** であることです。

Windows 10 では、**PC** とタブレット（あるいはスマートフォン）でモードを分けて、それぞれの利用に応じたユーザインターフェース（以降 **UI**）を提供し、**Windows 8** で不評であったスタートメニューも改善され、**PC** の場合はキーボードマウスで操作しやすい **UI** 画面、タブレットの時はタイル中心でタップ操作しやすい **UI** などデバイスに応じた操作が可能となった点は改善されたと思います。

Windows Phone、**Windows 8**、**Xbox** で共通 **UI** を導入し、内部的にも **NT** カーネルで揃え、**OS** プラットフォームごとに異なった実行環境を統一したようです。

さらに **API** レベルでの共通化でひとつのプログラムコードを最小の手間でマルチデバイス / マルチプラットフォームのサービスとして展開できる環境を整備するなど、**OS** とデバイス間の統合を進めています。

PC でもスマートフォンでもタブレットでも、あらゆるデバイスで共通のアプリが動く「ユニバーサルアプリ (Universal App)」や、**Android / iOS** アプリ用の新 **SDK** を使うことで、**Android / iOS** アプリを「ユニバーサルアプリ」に移植し、**Windows Store** で公開できるようにするなど、**Android**・**iPhone** ユーザを **Windows Phone** や **Windows** タブレットへ移行取り込みをする戦略が推し進めているようです。

魅力的なソフトウェアが少ないと思われていた Windows ストアですが、Android/iOS アプリの移植が容易になったことで、ストアアプリのラインナップも充実して来て Windows タブレット・Windows Phone が市場優位性を持つ日が来るかもしれません。

Windows 無償アップデートや音声アシスタント「Cortana」等、Apple の展開するサービスや機能に近くなってきたと筆者は考えます。

Windows10 の投入で PC・タブレット市場に変化があるか今後の動向に注目したいと思います。

Plaza-i 運用例-受注発注ビジネスで

未着品管理

はじめに

本項では、次のようなビジネスを行っている場合の Plaza-i 運用例を説明します。

受注発注が基本で、且つ、主な商品は海外から船で輸入して調達する。

その際の輸入仕入の取引条件は主に FOB で仕入先国の船積時点で所有権が移転する（自社在庫になる）。そして、仕入先国の船積時点から自国へ通関、在庫するまでの期間が長い、従って、未着品状態の在庫金額の比率が必然と大きくなるため、未着品の金額をシステムで把握したい。

セットアップ

受注発注のセットアップ

①Plaza-i ユーザーズガイド SOE、受注（章）、物流・購買処理を受注担当が行う受注[OG]（節）、セットアップ（項）の説明をご参照ください。

未着品管理のセットアップ

②ファシリティマスターに「受注発注」ファシリティと、未着品管理用に「未着品（受注発注）」ファシリティを登録します。「未着品（受注発注）」ファシリティは、ビジネス上の役割は、未着品管理が目的ですが、システム上、受注発注の機能を利用するため、このようなファシリティ名を付けると良いでしょう（以

下、便宜上、未着品ファシリティと表記します）。

③入在庫タイプマスターに、社内ルート移動の入在庫タイプを登録します。物流ルート移動区分、ファシリティ移動区分がオンの入在庫タイプです。

④在庫取引コードマスターに、上記入在庫タイプに設定する出庫用の在庫取引コード、及び入庫用在庫取引コードを登録します。出庫用の在庫取引コードのみ、在庫取引仕訳必要区分をオン、勘定科目コードに「未着品」の勘定科目を設定することがポイントです。

⑤売上仕入科目関連マスターに、輸入仕入の商品取引区分に関連付く勘定科目コード売上仕入に、「未着品」の勘定科目を設定します。この設定は、売上原価対立法の方式を想定しています。

受注をうけて、発注する

SOE 受注伝票入力で、ヘッダ出庫元：受注発注ファシリティ、明細出庫元：未着品ファシリティと入力します。通常の受注発注と同様、調達指示タブを登録します。調達指示タブの出庫先ファシリティも未着品ファシリティです。

受注を承認し、発注伝票を生成、承認します。

仕入先国出港日で、未着品を計上

PUR 発注伝票入力で発注確認を行い、在庫予定を生成します。出庫予定日、入庫予定日ともに出港日を入力します。

DRS 入在庫確認－選択確認で入在庫確認を行い、輸入仕入を計上します。DRS 物流在庫システム上、未着品ファシリティで現在庫を確認することができます。

また、PUR 仕入債務転送を行い、債務計上伝票を生成します。債務計上承認により下記仕訳となります。

借方 BS 未着品 貸方 BS 買掛金 1,000

到着時点で在庫を計上

一方、承認済の受注伝票に出庫指示を行い、出庫予定を作成します。

受注伝票のヘッダ出庫元のファシリティと明細出庫元ファシリティを意図的に別々にする

ことで、ルート移動の入出庫伝票を作成します。移動元ファシリティを未着品、移動先ファシリティを受注発注とするファシリティ移動の入出庫伝票です。

このルート移動の入出庫伝票に対し、DRS 入出庫確認－選択確認で入出庫確認を行います。DRS 物流在庫システムでは、受注発注ファシリティに在庫が移動します。

また、入出庫確認処理により生成される在庫取引伝票を JNL 在庫取引計上することにより下記仕訳となります。

借方 BS 商品 貸方 BS 未着品 1,000

ポイント

Plaza-i 受注発注は、受注から発注、仕入、売上まで一貫して、受注発注ファシリティ(01)で処理を行うため、在庫品販売のように自社工場の工程（ファシリティ）をフレキシブルに移動させることは原則できません。

但し、受注伝票の明細出庫元からヘッダ出庫元へのルート移動のみ、受注発注処理の一貫性を保った上で、在庫を移動させることができます。本運用例は、このルート移動を未着品からの在庫計上へ応用するところがポイントです。

留意点

受注伝票の明細出庫元からヘッダ出庫元へのルート移動の入出庫タイプは、現状、会社で1つしか設定することができません。

そのため、自社物流センターに一旦まとめてから出荷するという物流を行っている場合、自社物流センターへの集荷業務を、受注伝票明細出庫元からヘッダ出庫元へのルート移動を使って処理する（本来、システムが想定するルート移動を行う）場合、本運用例と併用することはできません。

おわりに

ご紹介させて頂きました本運用例につきましては、入出庫タイプマスター及び在庫取引コードマスターなど専門知識を要する設定箇所がございます。

本運用例の利用をご検討のユーザ様は、弊社コンサルタントもしくは営業にお問い合わせください。

Plaza-i SVP サービス業購買管理

Plaza-i のラインナップに新たに SVP サービス業購買管理システムが加わりましたのでご紹介いたします。

SVP：サービス業購買管理システム

役務提供取引（サービス業務）の発注のうち、特に、ソフトウェア保守料のように時の経過に応じて分割して仕入を計上する取引や、作業の進捗度合に応じて仕入を分割計上する取引の発注、仕入、債務転送プロセスをカバーするモジュールです。

物品の購買を担当する PUR 購買管理と混在可能ですので、PUR と SVP を同時に導入することも可能です。

外貨対応していますので、ドル支払があるなどという場合には非常に便利です。

主なメニュー

- 発注伝票入力
- 発注伝票印刷
- 発注明細照会
- 仕入計上予定照会
- 仕入明細照会
- 仕入報告書
- 仕入債務転送
- 仕入本締め

仕入計上時期と支払時期は別

仕入は月次均等に計上するが、支払は、年に1回、2回、3回、4回、6回、12回、前払い、後払い、変則など、いろいろあるもの。

Plaza-i では上記のような要望に対応するため、仕入の計上時期と支払時期を別々に管理することが出来ます。

APS 連動により理想的な会計処理を実現

SVP サービス業購買管理システムから発注伝票と同時に生成された支払予定に基づき、APS 債務管理システムで債務計上されます。

APS 債務管理システムの支払確定で、SVP サービス業購買管理システムの支払予定を消し込みます。

Plaza-i を導入すれば、購買担当の入力した発注伝票上で生成される支払予定に基づいて、経理がチェックし支払処理を実行するという、理想的な購買プロセスを実現します。

APS 債務管理システムで、仕入計上前の支払を前払金として計上し、一方、SVP サービス業購買管理システムで仕入計上時に前払金分は取り崩し、残りを買掛金に計上することにより、会計上の買掛、前払の区分表示が自然に実現します。Plaza-i は日次処理が月次決算に、月次決算が四半期決算に自然につながるシステムとなっています。

さらに APS 債務管理システムでは、買掛金、前渡金の発注伝票別、仕入計上時期別、支払計上時期別の明細を管理していますので、日次処理をきちんとしていれば、残高一覧表、元帳等の会計報告がいつのまにか出来上がっています。

仕入計上予定照会

月次で分解した仕入計上予定や、完成時期に合わせ仕入を計上する場合の予定を、各種の観点から照会し、画面に集計表示することが出来ます。

これにより、月別、組織別、担当者別、プロジェクト別、の仕入予定をリアルタイムで集計照会することが出来ます。

おわりに

今回ご紹介させていただいたのは一部の機能ではございますが、ご興味がある方は、ぜひ弊社営業担当 03-5715-3315 (内線 : 81)、もしくは[弊社 HP](#)までお問い合わせください。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 27 年 7 月 13 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.30.07

Plaza-i 給与計算システム V2.0.5.13

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) NEWS and TOPICS にも掲載しております。

上場株・非上場株に係る譲渡損益の 通算－事業承継との関係について

(1) 平成 25 年度税制改正の概要－上場株・非上場株に係る譲渡損益の通算について

個人所得税及び住民税の計算上、上場株式に係る譲渡損又は譲渡益と、非上場株式に係る譲渡益又は譲渡損とは相殺して申告することができますが、この取扱いが平成 25 年度税制改正により変更されました。具体的には、平成 28 年 1 月 1 日以後の譲渡より、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等が別々の分離課税制度とされるため、上場及び非上場間の損益通算ができなくなります。

(2) 事業承継で想定される事実関係

事業承継の一環として行われる同族株主間の株式異動は、一般的には譲渡か贈与で行われますが、本稿では譲渡に焦点を絞ってお話をしたいと思います。

① 株式の含み益

毎期継続的に利益をあげている場合には、支払配当を差し引いた残高分だけ、純資産が積み上がっていくこととなります。自社株式の譲渡対価の決定にあたって純資産価額を参照することが多い中小企業では、多額の含み益を抱えているケースが多いものと考えられます。

② 株式の譲渡価額の決定

所得税法上、非公開株式の評価について、画一的に定められたものはありません。しかし、個人から法人への低額譲渡等が行われた場合は、時価譲渡とみなして課税するための「時価」について、所得税法基本通達 23～35 共-9 および所得税法基本通達 59-6 で定められており、当該通達を他の場面にも準用して時価を算定することが実務上多く行われています。

いずれの価額を選択するかにあたっては、評価の目的や事案の背景、企業規模と状況、株主および売主ならびに買主などの諸状況を勘案する必要がありますが、同族オーナー系の中小企業の場合には、このうちの純資産価額(又は純資産価額と類似業種比準価額との折衷)を採用するケースが一般的には多いといえます。

(3) 上場株・非上場株に係る譲渡損益の通算

経営者等が保有する自社株式に多額の含み益があるケースで、かつ、含み損のある上場株を保有している場合には、上場株・非上場株に係る譲渡損益の通算が可能な平成 27 年中に売買を完了させることにより、譲渡益の圧縮と事業承継の両立が可能となります。

(4) 相続対策

事業承継による株式譲渡が、父から子に対して行われるような場合には、事業承継だけでなく相続対策という側面も併せもつこととなります。

① 株価上昇リスクの排除

継続的に利益をあげている会社の場合、純資産の増加に伴い株価も上昇していく傾向にあります。売却により株式という財産が金銭という財産に変わるため、株価上昇に伴う相続財産の増加リスクを防ぐことができます。

② 譲渡対価である金銭の有効活用

教育資金贈与などの非課税制度の適用が可能となるため、相続財産の圧縮を図ることができます。

③ 株式買取資金を有しない場合

譲渡対価は親から子への貸付となりますが、当該貸付金を当該借入れをした子に財産として相続させることにより、相続後の債権債務の相殺が可能となります。親子間の借入について、無利息貸付とした場合に金利相当分を贈与認定されるリスクや、そもそも返還予定のない貸借について貸借そのものが贈与と認定されるリスクがありますので、専門家にご相談下さい。

なお、金融機関からの借入れも選択肢の一つであり、この場合には親が受領する譲渡代金について上記②の対応も可能となりますが、別途、返済原資の問題や、返済までにかかる利息合計と親からの貸付けとした場合の相続税額との比較シミュレーション等が必要となり、これを経た上でなければ有利不利の判断はできないためご留意下さい。

(5) 終わりに

事業承継を検討されている経営者の方で、含み損のある上場株を多数有している場合には、自社株及び上場株の売買の必要性について、平成 27 年中の検討が望ましいといえます。

出国時課税について

平成 27 年 7 月 1 日以降に国外転出をする場合には、その国外転出時に有価証券等の譲渡等があったものとみなして、所得税が課税されることになりました。

今回は、出国時課税について解説をします。

(1) 制度が設けられた理由

株式等のキャピタルゲイン（譲渡益）については、売却した者の居住地国に課税権があるとされていたため、国内で保有していた株式等を出国先のキャピタルゲイン非課税国で売却することで、課税逃れができてしまいます。その防止策として出国時課税が創設されました。

(2) 内容

①対象者

国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなること）時に保有していた有価証券等の評価額が 1 億円以上の者であり、かつ、国外転出の前日 10 年以内に 5 年超国内に居住していた者が対象となります。つまり、海外永住する人だけでなく、海外駐在や留学を目的とする人も対象に含まれます。

②課税対象資産

有価証券、匿名組合出資持分、未決済信用取引等、未決済デリバティブが課税対象資産となります。ストックオプションも対象になりますので、海外赴任をする際には、注意が必要です。

③課税対象金額

国外転出の前に確定申告書の提出をする場合は、国外転出の予定日の 3 月前の日の時価、国外転出後に確定申告書の提出をする場合は、国外転出時の時価で譲渡（決済）したものとみなされます。

(3) 帰国した場合

この規定の適用を受けた者が、国外転出の日から 5 年を経過する日までに帰国をした場合において、引き続き課税対象となった有価証券等を有していた時は、課税を取り消すことができます。手続きとしては、帰国の日から 4 月以内

に更正の請求を行う必要があります。

(4) 納税猶予

出国時課税は、実際には譲渡していない株式等について課税されてしまうため、納税猶予の規定が設けられています。

国外転出の時までに納税管理人の届出を行い、かつ担保の提供をした場合には、国外転出の日から 5 年を経過する日（同日前に帰国する場合には、同日とその者の帰国の日から 4 月を経過する日のいずれか早い日）まで納税が猶予されます。

納税猶予の期限は、納税猶予期限内に、延長の届出書を提出することにより、国外転出の日から 10 年以内に延長することができます。

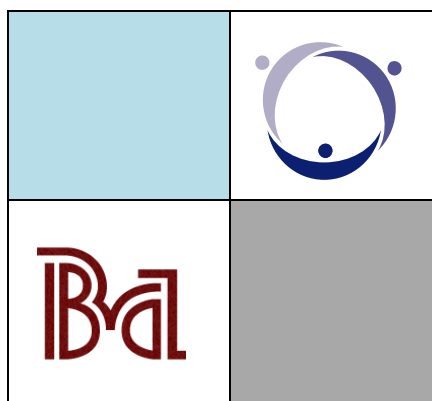
納税猶予期間中は、毎年 3 月 15 日までに継続適用届出書を提出しなければなりません。

(5) 贈与等により非居住者に有価証券等が移転する場合

居住者の有する有価証券等が贈与、相続または遺贈により非居住者に移転した場合には、その贈与、相続または遺贈の時に、時価でその有価証券等の譲渡等があったものとみなされます。日本に住んでいる方であっても、相続人が海外転勤中に相続が発生して、対象資産を相続すれば、結果として出国税の対象になります。つまり、出国しないと思っている人にも出国税がかかる可能性があります。

(6) おわりに

今回の制度は、海外に移住する富裕層に対する新たな課税制度と言えますが、実際の制度では、一時的な出国者に対しても課税されてしまうため、納税猶予や課税取り消しの制度が設けられています。ただし、納税猶予などは所定の手続きを期限までに行って初めて認められるものです。したがって、この制度の適用対象者になるのかどうかをきちんと把握して、適切に手続きを行うことが大切になります。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>